



市政 Q&A

市政に対するご意見やご提案を郵便、FAX、メールで受け付けています。また、市内各公民館などに「提言箱」を設置していますので、そちらもご利用ください。なお、直接回答が必要な場合は、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。

■申込先 〒756-8601 山陽小野田市役所 広報広聴課
(FAX) 83-9336 (E-mail) mail@city.sanyo-onoda.lg.jp

質問 「市県民税について」

11月1日号の広報で、平成19年度から市県民税の税率が10%になると載っていましたが、税金が高くなるのですか？
(55歳 男性)

お答えします

担当課 税務課市民税係 (☎82-1125)

国の税制改正により、ほとんどの人は平成19年1月から所得税(国税)が減り、そのぶん6月から市県民税(地方税)が増えることとなります。

この税源の移譲により、市県民税所得割の税率は一律10%となり、所得税の税率も6段階に細分化されます。税率が変わっても、「調整控除」を新たに設けることにより、「所得税+市県民税」の負担総額は基本的には変わらないようにされています。

ただし、税源移譲以外の改正(定率減税の廃止や高齢者非課税措置の廃止など)があるため、今年の税額と比べた場合には、いくらか税負担は多くなります。詳しくは11月1日号の広報紙をご覧ください。

～平成19年度「市県民税」変更のポイント～

①税率の改正

「改正前」

課税所得金額	税率	
	市民税	県民税
0～200万円以下	3%	2%
200万円超～700万円以下	8%	
700万円超	10%	3%



「改正後」(平成19年6月から適用)

課税所得金額	税率	
	市民税	県民税
一律	6%	4%

②調整控除の創設

税率変更による個人の税負担をなるべく変えないために設けられる控除です。市県民税と所得税の人的控除(扶養控除など)の差に基づいて算出されます。

③定率減税の廃止

平成18年度では所得割の7.5%(限度額2万円)の減税がありましたが、これが廃止されます。

④65歳以上の非課税措置の廃止に伴う経過措置

平成17年1月1日現在65歳以上で合計所得125万円以下の方は、税額の3分の1が減額されます。(平成20年度から全額課税されます。)



えがおがいちばん!!



ほんだ なち
本多 那知くん(9か月)

「おねえちゃん大好き」(中川六丁目)

お子さんの写真 募集中!!

詳しくは広報広聴課まで (☎82-1133)



編集室のひとりごと

今月は映画の話から…毎週土曜日、某放送局の「男はつらいよ」を見るのが週末の楽しみとなっているのですが、世相を反映してか、先日の放映で前回見たときはあまり印象に残らなかった場面で何とも言えない気持ちに…映画のラスト近く、旅立つ寅さん、見送りに来た甥っ子の満男に唐突に「人間って何のために生きてるのかなあ」と尋ねられ「難しいこと聞くなあ」と困りながらも「生きていれば『あ～生まれてきてよかったなあ』ということが何べんかあるじゃねえか、そのために人間生きてんじゃねえのか?」と照れながら話し、解せない様子の満男に「そのうち、お前にもそんな時が来るよ、頑張れよ」と颯爽と駅に向かって歩きだします…いつまでも続く悲しいニュースに心傷める大人の一人として、その気持ちを代弁してくれた寅さんの言葉が心に深く残ったままです…みなさんが安らかな気持ちで新年を迎えることができるようお願いしつつ、少し真面目な「ひとりごと」で今年は締めさせていただきます。来年もよろしくお祈りします。(くろ)